

新型コロナウイルス：セネガルにおける新たな規制措置の発表

【ポイント】

○セネガル内務大臣は、8月7日（金）から、ビーチ、スポーツ施設、公共スペース、劇場における集会の禁止、公道におけるあらゆる集会の禁止等の新たな規制措置を発表しました。
○マスク着用の義務付け、公共交通機関における乗員制限等の既存の措置も含め、違反者には罰則が科されますので、在留邦人の皆さまにおかれてはご注意下さい。

【本文】

1 セネガル内務大臣は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月7日（金）から一か月間（延長の可能性あり）、以下の規制措置をとる旨発表しました。違反者には罰則が科されますので、在留邦人の皆さまにおかれては措置の遵守をお願いいたします。

- (1) ビーチ、スポーツ施設、公共スペース、劇場における集会の禁止
- (2) 公道（特にダカール州）におけるあらゆる集会の禁止
- (3) 行政サービス、民間サービス、商業施設、交通機関におけるマスク着用の義務付け
- (4) 公共交通機関における乗員制限に関する交通省通達の遵守

（参考：バス等の公共交通機関（デムディック、ミニバス、カーラピッド）は座席数まで許容され、立ち乗りは禁止。定員数5名のタクシー及び私用車は、ドライバーを含めて4名まで乗車可能。）

- (5) これらの措置の違反者に対する罰則の適用

2 セネガルでは、特にダカール州、ティエス州、ジュールベル州、ジガンシヨール州の4つの州を中心に、引き続き感染者が多数発生しています。在留邦人の皆さまにおかれては、引き続き感染予防に万全を期すとともに、邦人の感染や隔離等の情報に接した場合には当館までご一報ください。

（参考ウェブサイト）

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555(夜間緊急 +221-77-569-8103)